

大和市監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年1月30日

大和市監査委員 中 村 一 夫

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果の報告を提出する。

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監 査 対 象 監査事務局
- 3 監査対象期間 令和6年1月～令和6年12月
- 4 監 査 年 月 日 令和7年1月30日
- 5 監 査 の 方 法 この監査は、大和市監査基準に従い、監査事務局において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、佐藤光徳監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (3) 備品管理に関する事務

- 6 主 な 着 眼 点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監 査 結 果 財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。